



鳥取県公報

平成 25 年 7 月 9 日 (火)
第 8 5 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定 (2 件) (538・539) (森林づくり推進課) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (540) (西部総合事務所地域振興局) . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (541) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (542) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (543) (東部福祉保健事務所) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (544) (〃) 4
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援 事業者の指定 (545) (〃) 4
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (546) (会計指導課) 4
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (32) 5
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) 5
	鳥取県砂利採取条例による認可状況の公表 (中部総合事務所県土整備局) 6
	鳥取県砂利採取条例による認可状況の公表 (鳥取県土整備事務所) 6
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務課) 6

告 示

鳥取県告示第538号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 7 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山ノ内中谷1148の135、1148の136
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第539号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 7 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町板井原字家ノ空398の2・399の6・400の2（以上3筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第540号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成25年9月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年 7 月 9 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成25年 7 月 1 日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人お菓子屋くればす
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
岩佐 美穂
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
境港市清水町631-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害がある人に対して福祉サービス等に関する事業を行い、障害がある人の労働習慣の確立、就労意欲の向上等を目指し、障害がある人が自信を持って社会参加や社会復帰していく訓練等を行うことを目的とする。
- 6 定款の変更事項
障害者自立支援法の名称の改正に伴う所要の規定の整備

鳥取県告示第541号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月9日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ライブアシスト	訪問介護事業所かもめ	境港市上道町2051	平成25年7月1日	平成25年8月1日	訪問介護

鳥取県告示第542号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月9日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ライブアシスト	訪問介護事業所かもめ	境港市上道町2051	平成25年7月1日	平成25年8月1日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第543号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 7 月 9 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
田中明輔	田中外科内科	鳥取市吉方温 泉三丁目807	平成25年 7 月 1 日	平成24年 6 月 30日	訪問看護、訪問リハビリ テーション、居宅療養管 理指導

鳥取県告示第544号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 7 月 9 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
田中明輔	田中外科内科	鳥取市吉方温 泉三丁目807	平成25年 7 月 1 日	平成24年 6 月 30日	介護予防訪問看護、介護 予防訪問リハビリテーシ ョン、介護予防居宅療養 管理指導

鳥取県告示第545号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 7 月 9 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	主たる事務所の 所在地	指定に係る一般相 談支援事業を行う 事業所の名称	指定に係る一般相 談支援事業を行う 事業所の所在地	地域相談支援 の種類	指定年月日
社会福祉法人 鳥取市社会福 祉協議会	鳥取市富安二丁 目104-2	障がい者支援セン ターそよかぜ	鳥取市富安二丁目 96	地域移行支援、 地域定着支援	平成25年 7 月 1 日

鳥取県告示第546号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成25年 7 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
587	米子信用金庫 赤碓支店	名称	米子信用金庫赤碓 支店	米子信用金庫赤碓 出張所	平成25年 7 月 8 日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第32号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成25年 7 月 9 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市佐治町栃原生活改善センター	鳥取市佐治町栃原355
鳥取市佐治町森坪多目的集会所	鳥取市佐治町森坪34

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成25年7月10日から同年9月10日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成25年9月10日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年 7 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 大規模集客施設の名称
(仮称) ドラッグコスモス明治町店
- 大規模集客施設の敷地の所在地
境港市明治町122
- 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 大規模集客施設の総床面積

1, 834平方メートル

- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日

平成25年11月20日

- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

西部総合事務所地域振興局西部振興課（米子市靴町一丁目160）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 7 月 9 日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

名称及び代表者の 氏名	主たる事務所 の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在 地及び面積	採取をする砂利 の種類及び数量	採取の期間	
株式会社エイワン 商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町 東園631-1	東伯郡北栄町東 園 字 稲 場 608 - 542外 4 筆 (9, 562 平方メートル)	砂 (53, 589立方 メートル)	平成25年 6 月 27日 から平成26年 6 月 26日まで	平成25年 6 月 27日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 7 月 9 日

鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の 氏名	主たる事務所 の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在 地及び面積	採取をする砂利 の種類及び数量	採取の期間	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町 西一丁目692	鳥取市伏野字砂 浜 2301 (2, 209平 方メートル)	砂 (1, 758立方 メートル)	平成25年 6 月 27日 から平成26年 6 月 26日まで	平成25年 6 月 27日

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成25年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成25年 7 月 9 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

1 試験の日時

平成25年11月10日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学鳥取キャンパス

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（（1）は択一式及び記述式、（2）は択一式）により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成25年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 提出書類

受験願書一式

イ 提出先及び提出方法

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 3階

一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで

なお、平成25年9月6日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

エ 受験手数料

7,000円（納付方法については、8により配布する試験案内を参照すること。）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

平成25年8月5日（月）午前9時から同年9月3日（火）午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面の大変な混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ 受験手数料

7,000円（納付方法は、申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master又はUCに限る。）

による決済のみとする。払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。）

5 問合せ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 3階

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-3263-7700

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者に対しては、障害の状態により必要な特例措置（点字試験を含む。）をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って5の問合せ先に必ず相談すること。

7 合格者の発表

試験の合格者については、平成26年1月27日（月）午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に可否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載する。

8 試験案内及び受験願書の配布

(1) 郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（平成25年8月30日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 平成25年8月5日（月）から同月30日（金）まで

イ 請求先 〒100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター

(2) 窓口配布

ア 配布期間 平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（土曜日及び日曜日を除く。）に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県未来づくり推進局県民課 鳥取県総務部政策法務課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所地域振興局	米子市鞆町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前9時から 午後5時まで